

その他の木材・木製品製造業における切れ・こすれ災害の死傷災害発生事例（2017年）

2017年発生月	時間	死傷災害発生事例	年齢	労働者規模
1	11~12	昇降盤にて木材のミゾを作る作業中に左手指3本を負傷する。	23	1~9
1	13~14	本社工場内にて薄板を重ねて耳を切りそろえる作業中、誤って右手が刃にふれてしまい、右手、示指と中指を受傷した。	62	30~49
1	9~10	短尺縦継ぎ棟でムラ取り選別中に、ラミナの欠点除去作業をしている時、木端が詰まり除去しようとして刃物に右手が接触してしまい、卓上丸鋸の安全カバーが固着していて降りきらない状態で、且つ、丸鋸が停止する前に手を入れてしまった為、右手親指及び人差し指を創傷した。	29	50~99
2	11~12	作業所内で内装工事用の木材を手押しカンナ盤で削っている時に、回転している刃に指が触れてしまい右手人差し指の先端を切傷した。	65	1~9
2	11~12	工場に於いて、チェーンソーで、松杭木（長さ1.5m、直径14cm）の先付け作業中にチェーンソーがキックバックし、左手がハンドルから離れてしまい、チェーンソーの刃が左手に接触し負傷した。	38	30~49
3	9~10	自社加工作業場内で木材加工中、カバーに手を掛けてしまい、右手の指が回転中の刃に接触してしまい負傷した。	27	1~9
		当社工場にて、ボール盤で木板に穴を開けている作業中、すべて左手中指を切傷		10

3	14~15	した。	27	~ 29
4	14~ 15	工場内で、機械で木材を切る作業をしていたところ、床に落ちた端材を左手で拾い持ち上げる際にクロスカットソーを作動させるボタンに触れ、手前にスライドしてきたノコ刃で左手の甲を切傷した。（作業台下のボタンの配置、形状に問題があった。）	35	30 ~ 49
4	15~ 16	工場内で、くぎ打ち機を使って木材加工品のパレットを作成していたところ、誤ってくぎ（長さ45ミリ）が、右手人差し指に貫通した。	74	1 ~ 9
5	14~ 15	工場内で手押しカンナ盤で木取りをしている時に、木材の上のせていた右手が滑り、下にある刃物に右手小指が巻き込まれた。	25	10 ~ 29
5	16~ 17	木工所で江、ラミナ材を手押しカンナにかけている時に、カンナの刃に手袋をした右手親指が触り、親指の先を切創した。	54	1 ~ 9
5	16~ 17	工場内にて横切機を使用中、丸鋸刃に左手人差し指が接触し、縦に切傷した。	52	1 ~ 9
5	2~3	工場で傾斜盤にて板を縦方向に切る作業をしている時に、切り終えたところでローラー部にエアコンプレッサーをかける際、空いた左手でローラーに手を添えようとしたが、刃の回転が完全に止まっておらず、左手薬指が触れて切れた。	40	10 ~ 29
5	11~ 12	昇降盤で木取中に安全カバーを外していた為、木が引っ掛かった時、木と一緒に手が引き戻されて手が刃物に当たった。	43	30 ~ 49
6	14~ 15	社内作業内で、材木（1800×90×15）を手押しプレナーにて加工中に手が滑り、左手示指を切断した。安全カバーが破損し、取り外していた為に事故が発生した。	64	1 ~ 9

6	2~3	天板加工で、手押し作業をする時に安全を怠った為、左手の薬指の先を引っかけて切創した。	69	1 ~ 9
6	9~ 10	建具工場内で、ガラス入りドアのガラス受け（押さえ）部材を製作するため、加工済みの部材（長さ2m、幅36mm、厚み15mm）を縦割りするため、予め作っておいた治具（長さ1m、幅36mm、厚み20mm）を昇降盤に貼り付けて、その上に2mの加工材を左手で押さえつけ、右手で押し込み、縦に割る作業をし、残り140mm位のところで、右手を押さえ棒に替えるため、右手を離れた時、左手で押さえていた部材が、突然跳ね上がったので、咄嗟に左手で押さえた際、昇降盤の刃（1.3mm）に接触し負傷したものである。	21	50 ~ 99
6	15~ 16	パレット製作工場内にて、パレットを製作中、板の隙間を調整するため、スクレーパーを隙間に立てて板を寄せながら釘を打ち込んでいた。使用していたスクレーパーが小さく、手で支えながら釘打機を使用していた。その際に釘打機が滑り、掌に向けて釘が発射した。	30	10 ~ 29
6	9~ 10	当工場内でプレーナー（カンナ機）仕上げ作業中、材料が上刃の安全カバーを押し上げたため、カバーを定位置に戻そうとして、回転している刃物に左手の薬指が触れて負傷した。機械トラブルの時は必ずスイッチを切ってから作業するべきところを怠ったため、災害が発生した。	52	10 ~ 29
7	14~15	工場内で材料の切断作業をしている時、卓上電動ノコに材料がくい込まれてしまい、左手の甲部分も少し巻き込まれて負傷してしまった。	44	1 ~ 9
7	16~17	工場作業場で研磨作業中ディスクグラインダーが研磨中の木のすき間に入り込み回転の勢いでディスクグラインダーが制御不能になり手首を切る。	49	1 ~ 9
7	14~ 15	工場内で電動ノコギリでメラミン板を切っている際に、木くずを払おうとして左母指を切ってしまった。	70	1 ~ 9
				10

7	11～ 12	本社工場内にて、パネルの角を横切り機械で欠く作業をしていた際、切断時にパネルを持っていた手が刃物に触れ、左手薬指と小指を負傷した。	43	～ 29
9	15～ 16	事業場内の木材製品置場で仕入製品の開梱作業中、結束している鉄バンドをバールで切っている時、鉄バンド及び太い鉄バンドの結束が滅多に無い為、扱いに慣れておらず、切れた鉄バンドが弾け飛び左腕に当たり切れて出血した。	42	～ 49
9	9～ 10	本社工場内で、木枠を自動くぎ打ち機で45ミリの釘を打ち付ける作業中、途中、機械の整備のため油を注入し、その後作業を開始し、釘打ちした瞬間に手が滑り右足の膝より上の部分に当て釘を打ってしまい、負傷した。	65	～ 29
9	16～ 17	工務店作業場に於いて、2m×105×105の木材加工中に、手がすべり回転する刃に左人差し指中指を接触し負傷する。	31	～ 29
10	15～ 16	当社作業場（工場）において、両面テープをカッターで手前に向かって切断しているとき、力が入っていたため、手が滑り、カッターが手から抜けてしまった。勢いよく手から抜けたカッターの刃が腹部にあたり、切り傷を負った。	17	～ 9
10	16～ 17	本店作業場にて電動ノコギリで竹材のカットを行っている最中、竹を押さえていた手を滑らせ、まわっているノコギリに指が触れた。	27	～ 9
10	9～ 10	梱包作業場でダンボールをカッターナイフで切断作業中、はずみで定規よりはみ出し、左親指の爪部分を切傷した。	20	～ 9
11	13～ 14	当日、当社資材置場において、置いてあったALC板（3m×60cm×10cm）を定位置に整理しようと、同僚と2名で持ち上げたところ、板と板の間に、左小指を挟んでしまい受傷したものである。	56	～ 9
11	8～9	本社工場で丸鋸使用中に鋸の刃に触れ、右手指先中三本を負傷した。	34	～ 9
				1

11	13～ 14	同社工場内において、被災者は、モーター付丸ノコ台で、木材を加工中、誤って右手人差し指と中指の先が、丸ノコの刃に触れ、怪我をした。	38	～ 9
12	15～16	工場内にて、機械の年末の大掃除をしているときに、鋸の奥にあった木クズを取り除こうと右手を深く差し入れたところ、停止スイッチは入れてあったが、鋸が完全に停止しておらず、右前腕に触れて、切ってしまった。	29	30 ～ 49

出典：https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pgm/SHISYO_FND.aspx(職場のあんぜんサイト)

Return to : https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206_09.html